

<p>第5号 横浜市報調達公告版</p>	<p>発行所 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所</p>
--------------------------	--

【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
（職員業務基盤の最適化に係るランドデザイン策定及びプロジェクト支援業務委託 一式）・・・2

調 達 公 告

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
次のとおり提案書の招請を行う。
令和8年1月20日

契約事務受任者 横浜市デジタル統括本部長

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件名及び数量

職員業務基盤の最適化に係るランドデザイン策定及びプロジェクト支援業務委託 一式

(2) 業務内容

提案書作成要領、業務説明資料による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

横浜市デジタル統括本部DX基盤課ほか（詳細は、提案書作成要領による。）

2 提案書の提出者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「コンピュータ業務」に登録が認められている者であること。ただし、プロポーザル参加意向申出書を提出した時点で、上記名簿について申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 業務実績として、自治体又は企業、その他団体等の組織において、従業員数8,000人以上が利用するMicrosoft 365又は同等の業務コミュニケーション基盤サービス（Google Workspace等）の導入計画策定又はPM0を行った実績を有すること。ただしMicrosoft 365 Appsのみの導入は含まない。

3 プロポーザル参加の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおりプロポーザル参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 申請期限

令和8年1月30日（金）午後5時

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

(3) 前項第2号に規定する登録に関する問い合わせ先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）

電話 045(671)2186（直通）

(5) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市デジタル統括本部DX基盤課（横浜市庁舎26階）

電話 045(671)3791（直通） 担当 牧野、中島

4 提案書提出者の資格の喪失

提案書提出者の資格の確認結果の通知後、プロポーザル参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

(1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から提案書提出

日まで閲覧に供する。

6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページよりダウンロード可能

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2026/itaku/digital/>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和8年2月24日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から午後0時30分まで及び午後1時30分から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市デジタル統括本部DX基盤課（横浜市庁舎26階）

電話 045(671)3791（直通） 担当 牧野、中島

7 提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出期限

令和8年2月24日午後5時

(2) 提出書類、提出方法

提案書作成要領による。

8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

(1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書

(2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書

(3) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

(4) 第7項第1号に定める日時までに提出されない又は提出場所の所在地に到着しない提案書

9 受託候補者の特定

(1) 提案内容に関するヒアリング

提案書の提案者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案内容についての説明及び質疑応答）を行う。

(2) プロポーザルの特定方法

「職員業務基盤の最適化に係るグランドデザイン策定及びプロジェクト支援業務委託」受託候補者特定に係る実施要領による。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 経費負担

提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。

(3) 提出された提案書の取扱い

横浜市に提出された提案書は返却しない。

(4) 契約締結の交渉

特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。

(5) その他詳細

提案書作成要領による。

(6) 契約の条件

この契約は、令和8年度横浜市各会計予算が令和8年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

11 Summary

(1) Subject matter of the contract: Grand Design Formulation and Project Support Services for Digital Workplace Optimization

(2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 30 January, 2026 (Japan Standard Time)

(3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 24 February, 2026 (Japan Standard Time)

(4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures

(5) Contact point for the notice: DX Infrastructure Division, Digital Headquarters, City of

Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045-671-3791